

2007 年対ベトナム支援国会合報告

2007 年 12 月 11 日

GRIPS 開発フォーラム 島村真澄

2007 年 12 月 6～7 日にベトナムのハノイで開催された対ベトナム支援国会合(CG 会合)¹ にオブザーバー参加した。在越日本大使館をはじめ出張に際しご協力頂いた関係者各位に感謝したい。以下、CG 会合の概要・所感を記す。

【2007 年対ベトナム CG 会合概要】

今次 CG 会合は、WTO 加盟後 1 年が経過し、国際社会のメンバーとしてプレゼンスを強化し、更なる経済社会発展を目指すベトナムのこれまでの成果と今後の課題が討議された。ベトナム政府は低所得国からの早期卒業と中所得国への移行(2010 年目標)および近代的な工業国への移行(2020 年目標)という野心的なビジョンを堅持しており、WTO コミットメントの実施徹底を目指して制度改革・法整備・行政改革を加速させていることをアピールした。ドナー側はベトナムの経済成長・貧困削減の実績を賞賛し、引き続き支援を行っていく意向を示した。(ドナー側のプレッジ総額は約 54.26 億米ドルで史上最高額を記録)

ベトナムの更なる飛躍に向けての課題として、大規模インフラの整備、高等教育や熟練労働者の養成、環境・地球温暖化対策²、交通安全対策、少数民族や貧困層への配慮等の問題が引き続き山積している旨参加者が認識を一にした。また、経済成長や社会開発の実効性を確保するためには基盤となるガバナンスや制度改革にきちんと取り組むことが肝要である旨、意見が一致した。

- 12 月 6～7 日、ハノイにおいて、ベトナム政府、世銀共催により、CG 会合が開催された。同会合にはベトナム政府およびドナー(約 50 カ国・機関)から計 400 名程度が出席した。
- 昨年 12 月の CG 会合では史上初めてベトナム政府首相(グエン・タン・ズン首相)が出席したが、今次会合もズン首相が初日午前中のセッションを通して参加。また、世銀と共に本 CG 会合を主催するフック計画投資大臣のほか、ズン国会外交委員会副委員長が参加。共産党中央事務局からの参加もあった。計画投資省以外の関係省庁・機関(財務省、交通運輸省、教育訓練省、中央銀行)は昨年の CG 会合では大臣・総裁が参加したが、今次会合では副大臣・副総裁が参加。更に、法務省、外務省、

¹ 1999 年に CG 会合が再開されて以降、ベトナム国内で開催する CG 会合は今回で 9 回目となった。

² インドネシアのバリ島でちょうど気候変動枠組条約第 13 回締約国会議(COP13)が開催中(12 月 3～14 日)ということもあり、特に本 이슈の重要性を唱えるドナーが問題提起を行った。

商工省³、農業農村開発省、保健省、内政省からも各副大臣が参加。昨年の CG 会合はズン首相が就任後初の会合ということもあり、首相本人に加え各省大臣が参加したが今次会合は副大臣レベルの参加が主体となった。

- 共同議長である世銀は、チバー所長がベトナム事務所長就任後初の議長を成功裏に務めた。
- 今次会合のテーマは”Laying the Foundations for Sustained Development”で、五ヵ年計画(2006～2010年)で掲げた野心的な開発ビジョン(2010年までに一人当たり GDP を 1,000 米ドル超に増加、2020年までに近代的な工業国へ移行)をより強固な基盤とし、着実に目標を達成するための戦略や課題が活発に討議された。協議アジェンダはベトナム政府およびドナー側それぞれの最大関心事項(最大公約数)を寄せ集め、全体的に簡素化したという印象。具体的には、「2007年の社会経済状況と社会経済開発十ヵ年戦略(2010～2020年)の準備」、「WTO加盟後1年の進展と潜在的な社会インパクトへの対応」、「調和化および援助効果向上」、「ガバナンスと制度改革(公共行政改革・汚職防止・法整備/司法改革)」。各分野のリード・ディスカッサント⁴が指名され、ベトナム政府側の報告に続いて議論の口火が切られた。
- ドナー側のプレッジ総額は約 54.26 億米ドル(昨年の約 44.5 億米ドルより約 2 割増)で史上最高額を記録。うち、日本のプレッジ額は昨年の 1,039 億円より約 19%増の 1,232 億円(約 11.2 億米ドル)で ADB について 2 番目。その他ドナーからのプレッジ額は、ADB：約 13.5 億米ドル(トップ)、世銀：約 11.1 億米ドル(日本をわずかに下回り 3 番目)、韓国：約 2.9 億米ドル、フランス：約 2.3 億米ドル等。韓国が躍進し 4 番目となった(韓国はフランスを抜いて、バイでは日本に次いで 2 番目となった)。なお、ADB のプレッジ額は、公式発表はなかったものの、譲許性の高い ADF(Asian Development Fund)に加え、準商業ベース資金の OCR(Ordinary Capital Resource)が相当の割合で含まれているものと思われる。⁵

【所感】

(1) CG 会合全般

- ベトナム政府は、目覚ましい経済成長と堅調な貧困削減・社会開発の実績をアピール。今後とも国際社会の一員としてのプレゼンスを高め、更なる経済発展に向けて強い意欲とコミットメントを示した。これに対して、ドナー側もベトナム政府の取り組み

³ 政府機構再編により、工業省と商業省は統合されて商工省に改称された(2007年7月)。

⁴ アジェンダごとにリード・ディスカッサントを設定して協議を行うやり方は、2007年6月の中間CG会合での試みに次いで2回目。各アジェンダのリード・ディスカッサントは次のとおり。WTO加盟後1年の進展と潜在的な社会インパクトへの対応：オーストラリア、調和化および援助効果向上：EC・ADB、公共行政改革：UN、汚職防止：スウェーデン、法整備/司法改革：日本・カナダ・デンマーク。

⁵ 昨年のADBプレッジ額(総額約11.4億米ドル)の内訳は、約8億米ドルがOCRで、ADFは残りの3億米ドル程度に留まった。

みを賞賛し、引き続き支援を行っていく意向を表明。こうした基調は従来の CG 会合のトーンから変化はないが、今次会合では国際的な関心の高まりも反映して、ガバナンスや制度改革に関わる議論に多くの時間が費やされた(会合 2 日目の午前中一杯)。ベトナム政府はガバナンスを、五ヵ年計画(2006~2010年)の3本柱： 経済成長、社会開発、環境を基盤から支えるものと位置づけており、世銀、ADB、DFID(英)等の主要ドナーも援助戦略の最重要課題の一つとしてガバナンスを取り上げている。ベトナムでは、経済成長や社会開発の実効性を確保するためには基盤となるガバナンスや制度改革にきちんと取り組む必要があるという認識が関係者間で共有されている。

- 上述のとおり、今次会合では個別セクターを越えた横断的 이슈がアジェンダの中心となったことから、交通運輸省、教育訓練省、保健省などの現業部隊・ラインミニストリーからの発言の機会はなく、抽象的な議論に終始した。開発課題として引き続き認識されている電力・港湾等の大規模インフラ整備の必要性や、高等教育や産業分野で高い能力を持つ人材育成の必要性および本分野での民間セクターの役割の重要性、格差問題、少数民族や貧困層等への配慮の問題等についての指摘はあったが、具体的な議論には発展しなかった。
- プレッジング・セッションで日本は、ズン首相から要請のあった3大案件(南北高速鉄道、南北高速道路、ホアラック・ハイテクパーク)の各案件を含め、ベトナムの中長期的な発展を視野におきながら、引き続き真剣に協力していくとの考えを示したのに対しフック計画投資大臣は閉会において、ベトナムは引き続き大規模インフラの整備を進めていく意向であり、日本からの支援を歓迎する旨謝意が表された。
- 特筆すべき事項としては、前回の中間 CG 会合に続き今次会合でも複数の欧米ドナー((EUを代表して)仏、スイス、カナダ、米国等)がベトナムの人権問題や信仰・言論への統制に対して懸念を示したのに対して、ズン首相が、内政に関わる問題について外から干渉しないでほしいと言い切ったことである。ズン首相は、歴史的・社会的背景の違いから一概にドナー側の論理を押し付けるべきではないときっぱり表明した上で、ベトナム政府・ドナー間の相互理解を深め、共有する問題については引き続き協議を続けていくとの意向を示した。本件 이슈についてはここ最近一部ドナーの介入が増してきており、ベトナム側としても強い姿勢に出たものと思われる。
- ベトナムの改革を促進してきた主たる原動力は WTO 加盟⁶であると考え。今次会合を含めここ数年の CG アジェンダには必ず WTO コミットメント実施に関する課題がハイライトされており、ベトナムが世界で認められたい、国際社会でのステータスを得たいという強い気持ちが如実に現れている。本目的を達成するために行政、国会および共産党が一丸となって改革に取り組んできているとの意気込みが感じられる。また、ベトナムは国連の非常任理事国(2008年1月~)にも選出されてお

⁶ ベトナムは11年におよぶ加盟交渉を経て、本年1月に150番目のWTO加盟国となった。

り、最優先事項として国際社会での地位向上・確立に努めてきている。

- 気候変動・温暖化対策の問題が多くのドナーから指摘された。前回の中間 CG 会合で本 이슈を取り上げたのは日本と英国のみだったが、今次会合では ADB、UN、オーストラリア、デンマーク、ノルウェー、英国、INGO など多くのドナーがコースアップし、ベトナム政府が政治的リーダーシップを発揮して真剣に取り組んでいくべきだと鼓舞した。フック計画投資大臣は閉会において、ベトナムが自然災害の影響を受けやすい国であることを踏まえ、海面上昇対策等に関わる国家計画を策定する用意がある旨表明した。
- ベトナム政府は、低所得国からの卒業・中所得国への移行(2010 年目標)に伴い、ドナーからの ODA 資金が減少していくことを予期しており、民間資金の活用を含めた資金源の多様化を図っている模様。ドナー資金については、ADB は既に ADF から OCR に軸足がシフトしてきている。世銀についても従来の譲許性の高い IDA(International Development Association)に加え、金利等の条件面でより厳しい IBRD(International Bank for Reconstruction and Development)資金が新たに供与されることになったとのこと。今後の経済発展において特にボトルネックが認識されている運輸、エネルギー、高等教育・熟練労働者養成の 3 分野において IBRD 供与が検討されている模様。
- ODA の効率的な活用を目指す援助効果向上・調和化の取り組みについては、ハノイ・コア・ステートメント(HCS)⁷の実施状況やインパクトについて、独立した第三者が実施したモニタリング⁸の結果が紹介され、そこで指摘された課題・提言を踏まえてベトナム政府およびドナー関係者が引き続き協力して取り組んでいくことを確認。本件は、技術的な問題に留まらず、ベトナム政府および各ドナーの本部レベルでの改革を含む政治的イシューであり、関係者の意識改革や政治的決断が必要であると EU、デンマーク、DFID が指摘した。
- ベトナム政府の汚職防止対策に対するドナー側の関心は高く、今次会合では特に軽微な不正・腐敗(petty corruption)を問題視する声が多くあがり、意識改革を促すための教育の重要性が指摘された。フック計画投資大臣は閉会において、本イシューについて政府内で連携して、引き続き断固として取り組んでいく旨改めて表明を行った。

⁷ HCS は、援助効果向上のためのパリ宣言(2005 年 3 月策定)をベトナムの文脈に現地化したもの。HCS はベトナムにおける援助効果向上の取り組みのガイドポストと位置づけられており、2005 年 9 月に首相承認を得ている。HCS のモニタリング指標はパリ宣言と同様に、オーナーシップ、アラインメント、調和化と簡素化、開発成果マネジメント、相互アカウンタビリティの 5 つのカテゴリーで構成、2010 年までの達成目標と測定指標が明示されている。

⁸ 援助効果向上パートナーシップグループの委託調査によりモニタリングが行われた。計画投資省(MPI)、DANIDA(デンマーク)、DFID(英)、日本、世銀が運営メンバーとなって実施されたもので、援助効果の更なる発現を目的としている。モニタリング結果の報告書(冊子)が今次 CG 会合で配布された。

- 各ドナーからのプレッジング・セッションで発言を行ったのは日本、韓国、ADB、世銀、INGOのみで、欧米ドナーをはじめ他ドナーからの発言はなかった。欧米ドナーは昨年12月のCG会合に続き、今次会合でも本セッションでの発言を控えると事前に申し合わせていた模様。プレッジ金額を平場で発表するのは、会合の本来の趣旨(ベトナムの開発戦略・課題等を共有・討議する)から逸脱しているとの認識のようである。⁹したがって本セッションは、プレッジを行いたいドナーだけすればよい(各ドナーの自由意志に任せる)という認識がドナー間であったと思われる。今次のセッションは、会合全体でのプレゼンスを躍進させた韓国にとっては実質的に意味あるものになったと考えるが(プレッジ額は、全ドナー中4番目、バイでは日本に次いで2番目)、その他ドナーにとっては発言面・金額面で既にプレゼンスを確立していることから、ベトナム政府の期待に応じる以外の効果はいかばかりだったかと考える。
- 上述のとおり、韓国の存在感が増している。韓国は各セッションで発言を行い、対ベトナム支援の強化をアピールしていた。今年は韓国・ベトナム国交樹立15周年の記念の年であること、ベトナムにおけるFDIのトップ国(登録ベース)となったこと等にも触れ、今後、同国が策定した対ベトナム援助計画に基づいて積極的な支援に取り組んでいく旨強調した。なお、援助効果向上に関しては、従来の5Banks¹⁰に今年から韓国輸出入銀行(EDCF：Economic Development Cooperation Fund)が新たに加わり6Banks体制となったが、韓国は、調和化・援助効果向上のセッションでも本件についてアピールを行った。

(2) 2007年の社会経済状況と社会経済開発十カ年戦略(2010～2020年)の準備

- セッション冒頭、ズン首相よりベトナムのWTO加盟後1年の成果が報告され(経済成長率：8.5%、輸出増加率：21%、貧困世帯数：15%以下に減少¹¹、170万人の新たな雇用創出)、ODAの役割の重要性とドナーへの謝意が表された。また、今後とも対処すべき重点課題として、経済競争力や効率性が低位にあること、物価の上昇、社会経済インフラ整備の遅れや、交通渋滞・事故の深刻化、人材育成が開発需要に追いついていないこと、行政改革や汚職対策が複雑化してきていること、遠隔地・被災地の住民の困窮と、ベトナムが気候変動や自然災害に脆弱なこと等を指摘。そして、2020年に近代的な工業国へ移行することを目指して、ODA資金の新たなチャンネル(世銀のIBRD資金等)を開拓し、大規模インフラの整備、経

⁹ 結果的には金額は書面で配布されることから、欧米ドナーは単に数値比べになることを嫌っているとの理解である。

¹⁰ 5Banks：JBIC、世銀、ADB、KfW(独)、AFD(仏)。“Concessional lending”という共通するモダリティを持つ援助機関として、事業実施に係る課題や問題点を共有し、手続き調和化を含め、効率的・効果的な援助を実施するための具体的な対策を共同で検討していく枠組み。

¹¹ 貧困データは、ベトナム国内の統計基準に基づいて算出された数値。

済成長を支える産業人材の育成、制度改革、能力開発(特に地方省)、貧困削減等に取り組んでいくことを表明した。また、ズン首相は本セッションの最後にベトナム政府が2008年の経済成長率目標を8.5~9%に設定していること、持続的かつ包含的(inclusive)な開発に取り組んでいくこと、気候変動や自然災害等の問題にリーダーシップを発揮して対処していくこと、汚職対策には断固とした姿勢で取り組んでいくこと等を表明した。

- 続いて計画投資省(MPI)からも、ベトナムの目覚ましい経済社会発展について具体的な実績と今後の課題について報告が行われた。投資誘致(特にFDI)を意識して環境整備を進めてきており、2006・2007年の登録ベースでのFDIが約280億米ドルを記録したとのこと。
- IMFはベトナムの経済実績を賞賛しつつも、高いインフレ率(特に資産価格の急激な上昇)や財政支出の拡大等、マクロ経済運営に係わるリスク要因に注意を払うべきだとコメント。そしてベトナム政府が、慎重な財政・金融政策をとること、為替の柔軟性を増大させること、金融セクター改革を加速させること、国営企業改革を促進し¹²民間セクターの活用を推進していくことが重要であると指摘した。過熱傾向にあるマクロ経済運営に対して警鐘を鳴らすのはIMFの従来からの役回りであったが、以前の会合に比べて今次会合では警鐘の度合いが薄れ、やや楽観視しているような印象を受けた。現在のベトナムの経済状況を1990年代前半のタイ経済になぞらえるエコノミストもいるが、潜在リスクが将来的に顕在化しないよう慎重な経済運営が求められる。
- 日本からは、ベトナムが中所得国を目指す社会経済開発十ヵ年戦略(2010~2020年)は、今後のベトナム経済の順調な発展にとって大きなターニングポイントを示すものであること、今後の経済発展に応じて民間資金の比重が高まることになるのが、地方開発や都市貧困対策、環境保全に目を向け、より公正なリソースの配分に配慮する必要があることを指摘。さらに、今後の主要課題として金融セクター改革および国営企業改革を促進していくことの重要性に言及。投資環境整備では2003年に開始した日越共同イニシアティブを今後も共に進めていくこと(フェーズ2でも成功裏の成果を上げ、このほど第3フェーズを開始することについて日越双方で合意したこと)について報告。また、インフラ整備は投資環境整備と並び極めて重要であることや、地方省における計画策定能力の向上¹³の必要性についても指摘した。
- ADBも今後の課題として、ベトナム政府が経済成長の速度よりも質に留意して、金融セクター改革・国営企業改革・公共行政改革など基本となる改革を進めていくこと、持続可能な成長を達成するためには適切な維持管理予算を確保すること、政

¹² 2010年までに全国営企業の株式化を完了するスケジュールがたてられている。

¹³ 日本はベトナム政府がパイロットとして進めている22の地方省での計画策定能力向上の取り組みの一環として、ホアビン省において協力を実施中。また、北西部山岳地域4省(ディエンビエン、ライチャウ、ソンラ、ホアビン)を対象とした農村開発マスタープランの策定支援も実施中。

府の ODA 吸収能力を高めること、拡大しつつある所得格差問題に対処すること、気候変動問題を含む環境問題に取り組むこと、地方政府の能力強化に努めることの必要性を指摘。ADB は、ベトナムが middle-income trap に陥らないよう今後とも支援を行っていく旨表明した。

- 世銀は、ズン首相が指摘した持続的かつ包含的な開発への取り組みの重要性を繰り返し、所得格差や雇用創出の問題、自然災害への対応や年金等の資源管理への一層の取り組みを呼びかけた。
- 他ドナーからも、IMF や日本・ADB・世銀と同様の発言があったが、UN、仏、オーストラリア、米国、オランダからは HIV/AIDS の問題¹⁴、仏、スイス、米国、EU からは知的財産保護の重要性、ADB、UN、オーストラリア、デンマーク、ノルウェー、英国、INGO からは気候変動・温暖化対策の必要性、(EU を代表して)仏、スイス、カナダ、米国からは人権問題や信仰・言論への統制に対する懸念が示された (本件指摘に対するズン首相のレスポンスは上述のとおり)。

(3) WTO 加盟後 1 年の進展と潜在的な社会インパクトへの対応

- セッション冒頭、商工省より WTO 加盟後 1 年のコミットメントの実施状況と潜在的な社会インパクトの緩和に向けての対応について報告があった。本年 1 月の WTO 加盟時の国際公約に基づいて、関税の引き下げ・撤廃、外資規制の緩和・撤廃、国営企業・国営商業銀行の改革等が進められるが、実施徹底に向けて政令や実施細則の制定が順次進められてきているとのこと。
- ズン国会外交委員会副委員長より、ベトナム政府は WTO コミットメントの確実な実施に向けて、法令・規則等の策定を意欲的に進めており、既に 180 の法令・規則を採択したこと、国会では今後の国内・対外戦略や方向性について行政とも認識を共有し、協力関係を構築しながら WTO コンプライアンスに向けて鋭意努力しているとの表明があった。
- IFC からは今次 CG 会合の直前(12月4日)にハノイで開催されたベトナムビジネスフォーラム(VBF)¹⁵での討議内容が紹介された。喫緊の課題として、大規模インフラの整備(運輸、エネルギー等)、レッドテープの削減、国際公約のタイムリーかつ包括的な順守に最優先で取り組む必要がある旨、ビジネス界代表者とベトナム政府関係者間で意見が一致したとの報告があった。また、高等教育や熟練労働者養成における民間セクターの役割の重要性も指摘。
- 本セッションのリード・ディスカッサントであるオーストラリアは、各分野での改革が WTO コミットメントと整合的に進められること、優先順位付けとシークエン

¹⁴ HIV/AIDS 問題は 2003 年 12 月の CG 会合から一貫して重要アジェンダに位置づけられてきたが、今次会合のアジェンダでは明示的にはとりあげられなかった。

¹⁵ ベトナムの経済全般・ビジネス環境整備等に係るマルチの協議の枠組み。ベトナム政府(MPI)、IFC/世銀がチェアを務める。ベトナム側政府関係機関、ベトナム国内産業会代表、各国政府・ドナー関係機関および各国・地域商工会が参加。

スに配慮して行動計画¹⁶を実施すること、関係各機関が緊密にコーディネーションを行うこと等の重要性を強調。また、WTO イシューは貿易や国際経済統合の観点だけでなく、開発問題そのものとして捉えることが重要である旨指摘した。

- EU は、ベトナム政府がビジネス社会にとって予見性・透明性・一貫性ある法令・規則を策定していくこと、知的財産保護に一層取り組んでいくことの重要性を主張。また、行動計画は各ドナーの支援をアラインするための重要な枠組みを示すものだと期待感を表した。ADB も政府の行動計画策定を歓迎。米国もオーストラリア、EU、ADB の発言に賛意を示し、知的財産保護への一層の取り組み、ガバナンスの向上・汚職防止対策、公共行政改革の重要性を指摘。いずれのドナーも、ベトナム政府が WTO コミットメントを順守していくことを前向きに捉えていた。
- INGO は、WTO 加盟による潜在的な社会インパクトへの配慮を求めた。社会保障制度の整備等貧困層・社会的弱者も視野に入れたセーフティネット整備が重要であると指摘。
- 日本は、社会保障制度の整備に際しては、年長者を敬う気持ち等ベトナムの伝統的な価値観や互助の精神を十分尊重した対応が肝要であると指摘。日本の発言にフック計画投資大臣が賛同し、ベトナム固有の伝統や価値観をベースにした社会的公正なシステムの整備を目指していくとの意向表明を行った。
- 世銀は、ベトナムが WTO への加盟を目指したことが改革に向けての大きな刺激となってきたこと、特に銀行セクター改革ロードマップを記した首相決定 112 号の策定は、WTO コミットメント順守の重要なマイルストーンになっている旨指摘した。また、ダンピング防止、国営企業の株式化や国営商業銀行の新規株式公開、電力や灌漑等インフラに関わる価格設定等のイシューはいずれも WTO コミットメントで順守を求められている事項であり、こうした改革への圧力が競争力強化に向けての改革イニシアティブに繋がっていると説明した。

(4) 調和化・援助効果向上の取り組み

- セッション冒頭、計画投資省対外経済関係局のミン局長より、ODA 関連の法令整備の動きと援助効果向上の取組みについて説明があった。ODA 関連の法令整備については、ODA Strategic Framework for 2006-2010 period¹⁷および ODA 政令 131 号¹⁸ (Decree 131/2006/ND-CP)の実施に関わる細則や決定を順次制定している旨

¹⁶ 本行動計画は、党や政府の方針を体制化する決議 16 の下に規定されたもの。

¹⁷ 当初は ODA マスタープランと呼ばれていた。

¹⁸ ODA 政令 131 号(2006 年 11 月 9 日制定)。ODA の受入れ・ODA 事業の実施に係わる規定を整理した政令 17 号(2001 年 5 月 4 日制定)を改定したもの。本政令は、権限委譲の促進、関係機関の役割・権限の明確化、透明性の向上等を図るもので、特に PMU18 汚職疑惑発生後、計画投資省が ODA 利用に関する法律条文の見直しに関する首相指示を踏まえて作成したもの。

紹介(別紙参照)。また、5Banks¹⁹、EU、LMDG²⁰、UN 等各ドナーグループによる調和化・援助効果向上の取り組み状況についても説明。5Banks 関係では JPPR²¹での討議内容が紹介され、ODA の実施促進・執行率向上に向けて 12 の“fast track”提言が首相に提出されたとの報告があった。またミン局長は、貧困削減支援借款 (PRSC)²²を通じたベトナム政府と多国間ドナーによる包括的な政策協議が有効に機能しており、グッドプラクティスとして評価していることを表明した。援助効果向上については、独立した第三者が行ったハノイ・コア・ステートメント(HCS)の実施状況のモニタリング結果の概要について報告がなされた(同報告書は今次 CG 会合で配布された)。同モニタリング結果をドナーコミュニティは違和感なく受け入れている様子。同結果を、2008 年にアクラでの開催が予定されているガーナ・ハイレベル・フォーラムへのインプット材料としても活用していきたいとの声があった(DFID)。

- 本セッションのリード・ディスカッサントである EU は、援助効果向上の取り組みは技術的な問題に留まらず、政治的イシューであり、関係者の意識改革や政治的決断が求められると指摘、デンマーク、DFID がこれに賛同した。また EU は、HCS の独立モニタリングの提言を踏まえて、特にセクターレベルで Program Based Approach (PBA)²³による援助を増やしていくこと、カントリーシステム²⁴の活用を促進すること、パラレル PMU²⁵を減らしていくこと、分析作業の共同化を推進す

¹⁹ 前述のとおり今年から韓国輸出入銀行(EDCF)が新たに加わり 5Banks から 6Banks となった。

²⁰ Like-minded Donor Group：欧州ドナーをはじめとするグラント供与を中心としたドナーグループ。構成国はオーストラリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、ドイツ、フィンランド、アイルランド、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、スウェーデン、スイスおよび英国。

²¹ Joint Portfolio Performance Review：5Banks による合同のポートフォリオ・レビュー。直近の JPPR(第 5 回)は 2007 年 5 月に開催された(JPPR5 の後、韓国 EDCF が 5Banks に加わった)。

²² PRSC (Poverty Reduction Support Credit)：世界銀行が導入した財政支援型融資。被援助国が策定した PRSP および国家開発計画に基づく中期的な貧困削減成長戦略の実施を支援するために供与される。日本は 2004 年の第三期(PRSC3)から協調融資の形で参加している。2007 年 5 月に世銀理事会で承認された第六期(PRSC6)は、日本を含む 11 のドナー機関が協調融資に参加している。

²³ PBA は次の特色を持つ： ホスト国ないしホスト機関のリーダーシップに基づく、一つの包括的プログラムおよび包括的予算枠組み、ドナーの調和化に関する正式なプロセスと、報告、予算、財政管理、調達に関する調和化されたドナー手続き、プログラム設計、実施、財政管理、モニタリングおよび評価に関する現地システムの使用を増やす努力。
* PBA は援助アプローチであり、特定の援助モダリティを規定するものではない。

²⁴ パートナー国のカントリーシステムは、一般的には、会計、監査、調達、成果フレームワーク、モニタリングにかかる国家の制度・手続きを含むが、これらに限られるものではない。

²⁵ PMU(Project Management Unit)の本来の機能は、政府によって承認された案件の実施・監理。パラレル PMU は既存の政府組織に並立する PMU を指す。

ること等の必要性を唱えた。もう一つのリード・ディスカッサントである ADB は、ODA 政令 131 号に規定されている地方分権化の動きを歓迎する一方で、ラインミニストリーや地方政府の能力強化の必要性を指摘。日本もこれに賛同し、特に地方省における能力向上が重要な課題であり、日本としても JICA が計画投資省と実施している ODA 運営管理能力向上プロジェクトを通じて能力強化を支援していく旨表明した。韓国および世銀も日本や ADB の指摘に同調。

- カントリーシステムの活用促進に関して、デンマークは、ドナー側には 2 つの異なるスタンスがあることを指摘。1 つはカントリーシステムが一定程度改善されてから同システムを活用するアプローチ、もう 1 つはカントリーシステムを活用しながら同システムの改善を図っていくアプローチ。デンマークは後者のスタンスで取り組んでいくことを表明し、DFID もこれに賛同した。前者はプロジェクト支援的なアプローチ、後者は財政支援的なアプローチを想定しての発言かと思われる。世銀は、実際には transitional な対応であってどちらのアプローチであるか明確には区別できないだろうと指摘した。
- ODA 政令 131 号の実施細則(外務省主管分)について、日本、デンマーク、スイス、オーストラリア、世銀は、かえって手続きが複雑化するのではないかとの懸念を示した。本政令のもとに計画投資省・財務省・外務省それぞれが主管する 3 つの実施細則が策定されることになっており、計画投資省主管(別紙の)および財務省主管(別紙の)の実施細則は制定済。外務省主管の国際協定に係わる法律(Law on International Treaty)部分に係わる実施細則のドラフトによると、ODA 事業の取り決め、締結、実施手続きに外務省が新たに関与することが規定されており、このまま承認されると、実施に際してベトナム政府内の手続きにこれまで以上に多くの時間を要する可能性が出てくる。ドナー側からの指摘に対してフック計画投資大臣は、現在のドラフトの修正には時間を要するが、ドナー側の声を踏まえて外務省に働きかけたいとの反応があった。
- 援助効果向上パートナーシップ(PGAE)の役割について DFID および世銀が問題提起を行った。PGAE の活動がテクニカルになりすぎているため役割を見直して、グループの活性化を図ろうというもの。現在、PGAE 傘下に 6 つの活動グループ²⁶が設置されており、各グループで具体的な作業が進められていることから、PGAE はこれらを統括し戦略レベルでの議論・活動に特化しようとの指摘があった。2003 年 12 月に PGAE が設立されてちょうど 4 年が経つが、組織運営に関してこのような課題が指摘されており、設立当初のモメンタムが失われてきているとの印象を受ける。
- 前回の中間 CG での発言と同様、今次会合においても EU はドナー間の相互補完性

²⁶ 調達、公共財政管理および ODA オンバジェット化、環境社会影響評価、経費基準(Cost Norms)、HCS 普及広報および独立モニタリングの各グループ。

と役割分担(Division of Labor)の重要性を主張²⁷。OECD-DAC では DOL という略称で議論が行われているようであり、来年にアクラでの開催が予定されているガーナ・ハイレベル・フォーラムに向けて EU はさまざまな場でこの概念を広めると共に他のドナーにも呼びかけている模様。また、2007年10月15日に EU-UN 間で経費基準(Cost Norms)が統一され、今後全てのドナーおよびベトナム政府が本経費基準に賛同し、協力してくれることを期待するとの発言がなされた。²⁸さらに国連改革の一環として、国連内組織間の調和化・簡素化を目指した One UN イニシアティブ²⁹にも取り組んでいるとの紹介があった。今後は、セクターレベルで PBA を積極的に活用すべきとの呼びかけがあった。³⁰

- ハンガリーから、新興ドナーの立場から、自国の援助受入の経験を踏まえて、ベトナム側の立場に立って協力していきたいとの発言があったのは印象的。(2005年12月のCG会合でもハンガリーは同様の趣旨の発言を行っている。)

(5) ガバナンスと制度改革(公共行政改革・汚職防止・法整備/司法改革)

- セッション冒頭、ガバナンス強化と制度改革に向けた取り組みについて法務省、内政省、国家監査院よりそれぞれ説明があった。法務省は公共行政改革の一環として法制度整備・司法制度改革を加速してきており、民主的かつ透明性ある法令策定プロセスを促進していると報告。また WTO コミットメントを順守すべく国際規範に則った数多くの法律・規則を採択しており、課題として法律条文の質を確保しつつ採択プロセスを加速させていくことをあげた。法律専門家や公務員の養成、特に WTO コンプライアンス・国際経済統合を睨んで、将来起こりうる通商摩擦など個別イシューの対外交渉に十分対応できる人材の育成が急務となっている。また裁判所の独立性を高めるための対策がとられているとの報告があった。内政省は公共行政改革の主要な取り組みとして、政府機構の再編(省庁の整理・統合と役割や権限の明確化)、権限委譲・地方分権化、地方政府の能力強化を推進していると発表。国家監査院は汚職全般に対するさまざまな対策を図っている旨報告。汚職防止法(2005年11月制定)に基づく政令等の整備や2020年までの汚職防止戦略の策定、汚職防止中央委員会³¹と関係各専門庁との協力・連携を規定する規則の制定等に取

²⁷ 2007年5月15日に EU 構成国の27大臣による EU 加盟国間の相互補完性と役割分担に関する行動規範(Code of Conduct)が採択されている。

²⁸ 2010年までにグラント分野のプロジェクト管理に係わる共通経費基準の作成を目指すもの。EC 諸国の ODA に係わる経費基準を設定して透明性を高めることにより、ドナーが関与する案件の経費水準の歪みを改善しようという狙い。

²⁹ 本イニシアティブは、国連の本部での各機関の統合を待たずに、現地での事務所・予算の統合を行い、そのために必要な費用は、現地諸ドナーからのプールド・ファンディングで賄おうというもの。

³⁰ HCS の独立モニタリングの結果でも、PBA を高めるために、セクターレベルでのターゲットを設定して適切なモダリティを活用していくとの提言があった。

³¹ ズン首相自らが長を務めている。

り組んでおり、今後とも不正と汚職に断固とした対応をとっていく旨表明。

- 公共行政改革のリード・ディスカッサントを務めた UN は、本分野は依然として多くの課題を抱えており今後の方針についてベトナム政府が明確な方向性を示すことを求めた。行政改革は法整備/司法制度改革や汚職防止対策とも密接にリンクしているため包括的かつ横断的に対処することや、汚職の原因の1つとして認識されている公務員の給与制度改善(低い給与水準の見直し)が必要である点も指摘。スウェーデン(汚職防止のリード・ディスカッサント)およびデンマークもこれに同調。
- 法整備/司法改革でリード・ディスカッサントを務めた日本は、これまでの現場での協力の経験(現役の裁判官、検察官、弁護士が JICA 専門家としてハノイに常駐し、法整備支援の助言等人材育成を担っている)を踏まえてベトナムの法整備の今後の課題についてコメントした。最大の課題は、整備されつつある法令を実効的なものにするための運用・執行体制の確立とそのための人材育成であり、特に中央機関のみならず地方の現場での人材育成を重点的に行っていくことが重要と指摘。また、表面的な法律条文の普及のみならず、より深く、市場経済化および国際化に即した基礎法学・基礎理論の普及にも取り組むことが重要であり、この観点からドナー間協力の推進も積極的に行っていくべきだと提言。例えば、複数ドナーによるセミナーやワークショップ等の開催や裁判例の公開・共有等を促進していくことが有益であると指摘した。
- デンマークは、汚職防止法の実効性を確保するためには関係省庁間の協力・連携体制を整備すること、一貫性ある追跡システムを整備すること、市民社会の参加を促進すること、民間セクターとのつながりも考慮すること、公正なメディアの役割を重視すること等を指摘。
- 日常的にみられる軽微な不正・腐敗(*petty corruption*)にも目を光らせ、意識改革を促すための教育が重要との指摘が複数のドナーからあがった(デンマーク、スイス、米国、INGO)。また、汚職防止対策は息の長い取り組みであり、政治的リーダーシップが不可欠であるとの指摘があった(ADB)。さらに、英国からは土地取引、国営企業の株式化プロセス、大企業の経営等のトランザクションに関わる客観的なデータやエビデンスの整備が必要であること、モニタリング・評価システムの整備・徹底を進めること、情報の自由度を高め透明性を確保することが肝要であること等の指摘があった。

* 閉会において、次回の中間 CG 会合の候補地が北部山岳地域のラオカイ省・サパである旨、フック計画投資大臣より発表があった(2003年6月の中間CG会合もサパで開催されている)。

以上

< 参考 > ODA が関連する法整備の動向³²

Circular 04/2007/TT-BKH of the Ministry of Planning and Investment guiding the implementation of Decree 131/2006/ND-CP;

ODA 政令 131 号を踏まえた実施細則を定めるもの(計画投資省主管)

Circular 03/2007/TT-BKH of the Ministry of Planning and Investment guiding the Organizational Structures, Functions and Responsibilities of ODA Programs and Project Management Units;

ODA 政令 131 号を踏まえ、PMU の構造・機能・責任を定めたもの。

Decision 803/2007/QD-BKH of the Minister of Planning and Investment on the Reporting Mechanism for implementation of ODA programs and projects;

ODA 政令 131 号を踏まえて ODA 報告メカニズムを定めるもの。5Banks 手続き調和化の成果の 1 つで、あらゆる ODA プロジェクトに共通のモニタリング・フォーマットが適用されることとなる。

Decision 1248/2007/QD-BKH of the Minister of Planning and Investment issuing the ODA Monitoring and Evaluation Framework for 2006-2010 period;

今後 5 年間(2006 ~ 2010 年)の ODA 案件に関するモニタリングの枠組みを定めるもの。(今次会合で製本版の配布あり)

Circular 82/2007/TT-BTC of the Ministry of Finance on Financial Management for ODA grant projects and programs;

ODA のグラント案件の資金管理に関する実施細則を定めるもの。

Circular 108/2007/TT-BTC of the Ministry of Finance on the Implementation of Decree 131/2006/ND-CP on Financial Management for ODA projects and programs;

ODA 政令 131 号を踏まえ、ODA の資金管理および予算執行に関する実施細則を定めるもの。本通達の発効により、ODA 案件に関する支払い文書が統一され、財政メカニズム、予算策定等の定義が明確化された。また、予算管理が強化されたことにより、意思決定の責任が明確化された。(財務省主管)

Circular 123/2007/TT-BTC of the Ministry of Finance on providing guidance on taxation applicable to ODA projects and programmes.

ODA 案件の税優遇措置についての通達。

³² ODA を含む公共投資事業の計画・実施について規定する法律(Law on Public Investment)は未承認。